第1回横浜市障害者研修保養センター横浜あゆみ荘指定管理者選定委員会 議事録

次 第

- 1 担当課長あいさつ
- 2 選定委員の紹介
- 3 横浜市障害者研修保養センター横浜あゆみ荘指定管理者選定委員会について
- 4 「横浜あゆみ荘」施設見学
- 5 議事
 - (1) 選定委員会委員長の選出について
 - (2) 選定委員会の公開について
 - (3) 「公募要項」「業務の基準」について
 - (4) 「評価の基準」について
- (5) その他

日 時 平成17年8月4日(木) 午前10時から13時まで

会 場 都筑センター2階 小会議室

出席者 石渡 和実委員、外ノ池 浩志委員、平井 晃委員、松﨑 紀一委員

八島 敏昭委員、山口 昇委員 (欠席なし)

開催形態

傍 聴 者

1名

公開

議事

1 選定委員会委員長の選出について

事務局から横浜市障害者研修保養センター横浜あゆみ荘指定管理者選定委員会要綱第4条(委員長の互選)の規定について説明した。

互選の結果、 全会一致で石渡和実委員が委員長に選出された。

2 選定委員会の公開について

事務局から本日の会議は公開としていること、及び他の選定委員会の会議の公開 状況等について説明。

次回以降、応募団体の評価、選定について審議する会議については、各委員の活発な意見交換と自発的な評価の場を確保するため、また、応募団体への一定の配慮から、非公開とする。ただし、ヒアリングについては公開で実施することとされた。

3 「公募要項」「業務の基準」について

資料「公募要項(案)」「業務の基準(案)」「様式集(案)」に基づき、事務局から 説明がなされた。選定のスケジュール、基準、応募書類等について審議。

【質疑・審議】

山口	応募書類のうち、会計ないし、財務に関する書類は様式集 12
委 員	-A、B、C(収支予算書)以外は考えていないのか。
事務局	現段階の案ではこの3様式以外は用意していない。
山口	別記様式(指定申請書)の注意(4)で、収支予算書等の添付を
委 員	求めているが、商法法人にそのような書類はない。商法法人向け

	の財務関係書類を明記するべきではないか。
石 渡	事務局で応募者の財務に関する提出書類の見直しを行うこと
委員長	とし、次回に再審議する。

4 「評価の基準」について

資料「評価基準(案)」に基づき、事務局から説明がなされた。

【質疑・審議】

1月秋	任成
松崎	3の「基本的な考え方」の(1)は、応募者によっていろいろな特
委 員	色が出てくるところなので、もっとこの理念を大切にしたほうが
	よいのではないか。
山口	5の事業収支計画の(1)「基本的な考え方について」の評価内容
委 員	だが、「収支バランスが確保された提案」とは、具体的に何を問う
	ているのか。その文意を教えてほしい。
事務局	利用料金収入の設定や支出の設定が妥当か、収支の釣り合いが
	とれているかというような視点を考えている。
山口	そのような趣旨であれば、別紙「5収支計画書(1総括表)」の
委 員	欄外に注記を付するなどして、いわゆる収支の見積額である旨を
	明示するようにしたらどうか。
	また、委託金について返還義務は生じるのか。つまり、収益を
	あげていいのか、悪いのか。
事務局	利用料金制の趣旨から、委託料について返還義務は原則ない。
山口	5(2) の向こう5か年収支計画についてだが、事業内容等からみ
委 員	て、初年度と次年度以降とに著しい変動が生ずるとも考えられな
	いことからすると、その配点を3倍にするのはいかがなものか。
石 渡	他の指定管理者の選定でも同様に5か年の収支計画書を求めて
委員長	いるのか。
事務局	項目としては一般的だが、配点については施設間で格差がある。
松崎	7の事業実施体制(4)の実施体制・緊急時の対応についてだが、
委員	あゆみ荘のような保養施設で緊急時の体制が充実していけば、障
	害のある方たちにとってかなり大きなメリットになると思う。
	同様に(5) 障害者等からの相談等への対応だが、この項目は、他
	の施設ではやっていないので、あゆみ荘の特徴になる項目だと思
	う。
	(7) その他の方策だが、応募者の意気込み次第で新しいアイディ
	アが出て、それによって今までにないサービスが行われることを
	期待したい。
	以上の項目について、配点を上げることはできないのか。
石 渡	「評価の基準(案)」について、いただいた意見等は、事務局で
委員長	見直しを行うこととし、次回に再審議する。

	5 その他
	八 島 事業自体の目的は当然、収益になると思うが、身体障害者福祉
	委 員 法等で収益の制限のようなものがあるのか。また、委託料(指定
	管理費)の考えはどうなっているのか。
	事務局 国の通知で、料金は低廉にしなくてはならないと定められてい
	る。また、委託料(指定管理費)は運営コスト(維持管理運営経
	費等)から利用料金等の収入を差し引いた金額となる。
決定事項	・ 議題1について、石渡委員が委員長に選出された。
	・ 議題2について、応募団体の評価、選定を行う会議は非公開、ただし、ヒアリング
	については公開されることとした。
	・ 議題3および4について、「公募要項(案)」等の内容が確認され、「様式集(案)」
	への応募書類の追加、「評価の基準(案)」の3(1)、5(1)(2)、7(4)(5)(7)の項目につ
	いては、見直しを行うこととなった。
	・ 第2回選定委員会では、議題3及び4の再審議をし、第3回選定委員会で指
	定管理者の選定を行うこととした。
会議資料	・ 横浜市障害者研修保養センター横浜あゆみ荘指定管理者選定委員会委員名簿
	横浜市障害者研修保養センター横浜あゆみ荘指定管理者選定委員会要綱
	・ スケジュール(案)
	• 施設概要
	横浜市障害者研修保養センター条例
	横浜市障害者研修保養センター条例施行規則
	横浜市障害者研修保養センター処務要綱
	• 公募要項(案)
	・ 業務の基準 (案)
	・ 評価の基準 (案)
その他	・ 第2回選定委員会は、平成17年9月9日(金)午後2時から5時まで開催予定。
	・ 第3回選定委員会は、平成17年11月22日(火)午後開催予定。